○文部科学省告示第百九十七号

所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十条の九第二項及び法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第二十三条の二第二項の規定に基づき、所得税法施行規則第四十条の八第四項及び法人税法施行規則第二十三条の二第四項に規定する各種学校を指定する件（平成十五年文部科学省告示第五十九号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和三年十二月二十日　文部科学大臣　末松　信介

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
所得税法施行規則第四十条の九第二項及び法人税法施行規則第二十三条の二第二項に規定する文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して教育を施すことを目的とし、かつ、その教育活動等について、スイス連邦ジュネーヴ州に主たる事務所が所在する団体である国際バカロレア事務局、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はオランダ王国南ホラント州に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けていることとする。	所得税法施行規則第四十条の八第四項及び法人税法施行規則第二十三条の二第四項に規定する文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の一の表の外交若しくは公用の在留資格又は四の表の家族滞在の在留資格をもって在留する子女に対して教育を施すことを目的とし、かつ、その教育活動等について、スイス連邦ジュネーヴ州に主たる事務所が所在する団体である国際バカロレア事務局、アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ、同国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー州に主たる事務所が所在する団体であるヨーロピアン・カウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズの認定を受けていることとする。

○経済産業省告示第二百三十五号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、令和三年十二月十九日付けで次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

令和三年十二月二十日　経済産業大臣　萩生田光一

登録の区分	国内登録検査機関
乳幼児用ベッド	一般財団法人日本文化用品安全試験所 東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号
ライター	一般財団法人日本文化用品安全試験所 東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号

（参考）

一般財団法人日本文化用品安全試験所の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1) 東京事業所（東京都墨田区東駒形四丁目二十二番四号）

(2) 大阪事業所（大阪府東大阪市水走三丁目六番十四号）

○経済産業省告示第二百三十六号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、令和三年十二月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

令和三年十二月二十日　経済産業大臣　萩生田光一

登録番号	氏名	登録番号	氏名
422299	近藤　巧	422300	関谷由佳理
422301	長澤　周平	422302	原田　英明
422303	江口　光司	422304	岩部　英臣
422305	福田　悠介	422306	鹿島　剛
422307	坂本　陽	422308	奥田　善紀
422309	柳田　秀行	422310	坂井　敬介
422311	田中　義人	422312	石川　大樹
422313	諸藤　洋明	422314	細谷　尚史
422315	鈴木　好之	422316	平澤　望
422317	青木　昂平	422318	家近　啓吾
422319	井川　孝久	422320	池田　孝博
422321	今村　敏彦	422322	奥村真一郎
422323	兜　翔平	422324	川筋　知己
422325	工藤　嵩大	422326	越川　大輔
422327	佐藤　公俊	422328	武田　貴義
422329	辰己　浩平	422330	寺師　秀義
422331	早川　道孝	422332	林　拓生
422333	平澤　夕香	422334	藤原　崇幹
422335	本間　大輔	422336	宮井　佑輔
422337	森平　真也	422338	吉田　和将
422339	渡部　信子	422340	岩本　進
422341	石山　紘	422342	児玉　由貴
422343	佐々木　康	422344	飯村　新人
422345	中村　俊男	422346	武田　智之
422347	日野原章貴	422348	足立　玄
422349	六所　俊博	422350	岩崎　尚子
422351	大塚　正明	422352	山田　健
422353	金澤　秀吉	422354	北村　純一
422355	南木　亮	422356	石川佐知子
422357	旭　つばさ	422358	小松　恒之
422359	妹尾　篤	422360	常木　一成
422361	小川　真和	422362	荻野　美紗
422363	川合　優一	422364	嶋屋　雄太
422365	塚口　祐樹	422366	赤岸　桂樹
422367	佐野　光平	422368	笠原　啓夢
422369	盛合　康介	422370	福ケ迫昌孝
422371	菅野　雄太	422372	黒澤　英之
422373	平井聡一郎	422374	関根　啓人
422375	中川　公二	422376	山口　徳人
422377	矢菅　祐治	422378	矢野　康平
422379	田中　健治	422380	吉川　健
422381	土家　千明	422382	土家　啓路
422383	成宮　礼乃	422384	馮　智顕
422385	二宮裕一郎	422386	水谷　圭一
422387	嘉村　康祐	422388	齋藤　光史
422389	伊藤　耀一	422390	志村　将太
422391	小林　雅典	422392	坂出　竜弥
422393	高野　将吾	422394	粟津　慶陽
422395	中村　昌幸	422396	木戸　壮玄
422397	南木　誠吾	422398	中村　仁重
422399	津田　兼	422400	赤塚　一輝
422401	中村　学	422402	佐藤　雅之
422403	杉澤恵利香	422404	棚田　大地
422405	花井　貴信	422406	友井　唯介
422407	田村　将哉	422408	長澤　匡宏
422409	吉田　直樹	422410	鈴木　護
422411	檀上　泰史	422412	山村　進
422413	斉木　克仁	422414	福島　雅一
422415	古川　翔	422416	西山　博貴

○国土交通省告示第千五百二十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

令和三年十二月二十日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

一　北海道芦別本町地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた区域

北海道芦別市本町

一六〇番六
一一一〇番一
一一〇〇番八
一一〇九番二
一一〇〇番一
一四一九番
一〇九二番地先道路敷
一一〇〇番六
一一〇四番三五
一一〇四番三五地先道路敷
一一〇四番一
一一〇四番二五

一号
二号及び三号
四号及び十号から十二号まで
五号
六号
七号及び二十一号
八号
九号
十三号及び十六号
十四号及び十五号
十七号
十八号から二十号まで